

# 兵庫県公報

令和7年3月21日 金曜日 第601号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 公印の廃止（法務文書課）	1
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（災害対策課）	2
○ 食品衛生法施行令に基づく養成施設の登録（生活衛生課）	2
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 道路の供用開始（道路保全課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の追加指定（同）	4
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	5
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示	7
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	8

## 公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）  
効率的な組織運営を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第192号

次に掲げる公印を令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止公印の名称及び印影

	
兵庫県立総合衛生学院 長（中山手分校）印	兵庫県立総合衛生学院 長（中山手分校）印



**兵庫県告示第193号**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定による指定地方公共機関として次の法人を指定し、令和4年兵庫県告示第894号は、廃止する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 一般社団法人兵庫県LPガス協会
- 株式会社淡路ジェノバライン
- ジャンボフェリー株式会社
- 高速いえしま株式会社
- 沼島汽船株式会社
- 坊勢輝汽船株式会社
- 淡路交通株式会社
- 山陽バス株式会社
- 神姫バス株式会社
- 全但バス株式会社
- 一般社団法人兵庫県トラック協会
- 但馬空港ターミナル株式会社
- 日本エア通勤ター株式会社
- WILLER TRAINS株式会社
- 北近畿タンゴ鉄道株式会社
- 神戸新交通株式会社
- 神戸高速鉄道株式会社
- 株式会社こうべ未来都市機構
- 神戸電鉄株式会社
- 山陽電気鉄道株式会社
- 智頭急行株式会社
- 能勢電鉄株式会社
- 北条鉄道株式会社
- 神戸六甲鉄道株式会社
- 一般社団法人兵庫県医師会
- 株式会社サンテレビジョン
- 兵庫エフエム放送株式会社
- 株式会社ラジオ関西
- 神戸市道路公社
- 兵庫県道路公社
- 芦有ドライブウェイ株式会社



**兵庫県告示第194号**

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録したので、同令第20条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

養成施設の名称及び所在地	登録年月日
兵庫県立大学 環境人間学部 食環境栄養課程 兵庫県姫路市新在家本町1丁目1-12	令和7年3月7日



**兵庫県告示第195号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年兵庫県告示第254号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和7年3月28日限りで消滅する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

福良加入区



**兵庫県告示第196号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年3月29日から発生する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

福良加入区



**兵庫県告示第197号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和7年3月23日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西宮豊中線	尼崎市塚口本町三丁目391番13から 同 市塚口本町三丁目391番13まで	旧	15.0から 26.0まで	32.0	予定地
	尼崎市塚口本町三丁目391番13から 同 市御園一丁目330番まで		15.0から 112.0まで		
	尼崎市塚口本町三丁目391番13から 同 市御園一丁目330番まで	新	15.0から 112.0まで	1,017.0	



**兵庫県告示第198号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
鈴蘭台西町(7)	神戸市	北 区	鈴蘭台西町 一 丁 目		12番10の一部、12番11の一部、12番23の一部、12番24の一部



**兵庫県告示第199号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
二 塚	たつの市		揖保川町二塚	紺屋谷	45番1の一部、49番の一部、50番の一部、53番、54番、55番の一部、56番の一部、57番、58番2、59番1から59番3まで、487番72の一部、487番73から487番79まで、487番80の一部、487番81の一部、487番84の一部、50番から57番に至る地先の道路敷の一部、53番地先の道路敷、54番地先の道路敷、58番2地先の道路敷



**兵庫県告示第200号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成15年兵庫県告示第1319号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
片山小宅台	たつの市		龍野町片山	西 山 寺 裏 山	769番1の一部、769番14の一部、769番18、769番19の一部 770番1の一部



**兵庫県告示第201号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合  
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
 設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 2 変更認可の年月日  
 令和7年3月21日



**兵庫県告示第202号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年3月21日

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

- 1 重要調整池の所在地  
 川西市東畦野字長尾1番481号外3筆、川西市東畦野字長尾1番507号、川西市東畦野字長尾1番459号外2筆、川西市東多田字猪ノ谷1番16号
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
川西市	川西市中央町12番1号	川西市長 越田 謙治郎

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 阪急西宮ガーデンズ  
 所在地 西宮市高松町100番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長 嶋 巖
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (i) 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園南一丁目4番4号	四 條 晴 也
株式会社インフィニティ	大阪市西区立売堀一丁目10番5号	岩 村 光 春
株式会社シッパス	東京都中央区銀座一丁目20番15号	三 浦 義 哲

 外133者

- (2) 変更後
- | 名称                    | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------------------|-------------------|--------|
| 株式会社エイチ・ツー・オー<br>商業開発 | 大阪市西成区花園南一丁目4番4号  | 今井 康博  |
| 株式会社インフィニティ           | 大阪市西区北堀江一丁目8番12号  | 浦上 学   |
| 株式会社シッパス              | 東京都中央区銀座一丁目20番15号 | 原 裕章   |
- 外143者

4 変更年月日

令和7年2月1日ほか

5 届出年月日

令和7年2月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和7年3月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年7月22日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年3月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール猪名川

所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ドルフィン特定目的会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	松澤 和浩

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ドルフィン特定目的会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	松澤 和浩

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ドルフィン特定目的会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	松澤 和浩

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	下條 三千夫
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男
外24者		
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	佐々 昌俊
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	木村 治
外13者		
4 変更年月日		
令和7年2月1日ほか		
5 届出年月日		
令和7年2月28日		
6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間		
(1) 縦覧場所	兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	
(2) 縦覧期間	令和7年3月21日から4月間	
7 意見書の提出期限及び提出先		
(1) 提出期限	令和7年7月22日	
(2) 提出先	兵庫県まちづくり部都市計画課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和7年3月21日

契約担当者

兵庫県立美術館長 林 洋子

1 入札に付する事項

- (1) 落札に係る業務の名称及び数量  
令和7年度から令和9年度 兵庫県立美術館総合管理業務 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立美術館 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1番1号
- (3) 落札者を決定した日  
令和7年2月6日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
太平ビルサービス株式会社神戸支店 神戸市中央区江戸町85-1
- (5) 契約金額  
460,152,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- (7) 入札を公告した日  
令和6年12月24日

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第6号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条の4中「特殊詐欺事件」を「特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に係る事件」に改める。

第25条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第37条第2項第1号中「運転免許証」を「運転免許証等」に、同条第3号中「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に改める。

第37条の2第2項第2号中「運転免許証の作成及び交付」を「運転免許証等の作成、交付等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月27日から施行する。